令和８年 第１３回米子市教育委員会定例会会議録

日　時　　令和８年１０月２９日（木）午後３時
場　所　　教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦　林　　実（教育長）
白　井　靖　二
荒　川　陽　子
塩　地　淳　子
永　井　善　郎

説明のため出席した職員の職 氏名

事務局長	金　川　和　弘
事務局次長兼こども支援課長	長　尾　理　恵
こども政策課長	永　榮　一　博
事務局主査	遠　藤　幸　子
こども施設課長	矢　野　伴　典
学校教育課長	平　野　勝　久
生涯学習課長	田　中　崇　詞
学校給食課長	長谷川　百合子
スポーツ振興課長	渡　部　圭　介
文化振興課長	大　塚　一　平
こども政策課担当課長補佐	佐　藤　祐　佳
こども政策課主事	末　政　卓　也

議事日程

第１　会議録署名委員の指名
第２　前回の会議の会議録の承認
第３　教育長の報告
第４　議　事
報告第１２号　教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理について

開　会　　午後３時

〇浦林教育長　ただいまから、令和８年第１３回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

１　会議録署名委員の指名

〇浦林教育長　それでは日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員に荒川委員を指名いたします。

２　前回の会議の会議録の承認

〇浦林教育長　次に日程第２、前回の会議の会議録の承認に移ります。

前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。

〇金川教育委員会事務局長　前回の会議の概要でございますが、９月３０日に定例会が開催され、議案第５２号「史跡尾高城跡保存活用検討委員会委員の委嘱について」をご審議いただき、原案のとおり承認との審議結果でございました。

また、報告第１１号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理について」を報告いたしました。

前回の会議の概要は、以上でございます。

〇浦林教育長　前回の会議の会議録を承認します。

３　教育長の報告

〇浦林教育長　次に日程第３、教育長の報告について私から報告をいたします。

本日は３点報告させていただきます。

１つ目は小学校の運動会についてです。１０月３日には２０校、翌日に１校の運動会がありました。私も何校か行ってみたんですけれども、コロナの後、それから近年の猛暑ということで運動会の内容もいろいろに変わっておりましたけれども、どうやらそれぞれの学校の運動会の形っていうのが見えたように、出てきたような感じがしております。教育委員さんにも激励の方、ご協力をいただきましてありがとうございました。

それから２点目は中国地区の都市教育長会についてです。１０月の１５、１６日に山口県防府市で開催されました。体育館のエアコンのこと、部活動の地域展開など様々な項目について意見交換をさせていただいて、やっぱり地域によ

ってずいぶん進み方が違うなっていうのを改めて感じました。それから、その中で文部科学省の方の行政説明ということが、講演があったんですけれども、その中で米子市と日吉津村が中学校組合を解散して事務の取扱いを簡素化したっていうのをその方が紹介してくださって、今日来ておられると思いますけど、というようなことでした。おまけに私がその方への謝辞を言う立場だったもので、併せてお礼を言って帰ってきたような次第です。こういった地域のどこかで起きているようなこともよく知っておられるんだなと改めて文科省の情報収集のすごさを感じました。

それから３点目はその米子市と日吉津村の中学校組合の事務委託連絡協議会についてです。１０月２０日に、今年度から米子市立となりました箕蚊屋中学校の事務の取扱いの状況や、学校運営の状況について、米子市と日吉津村のそれぞれの代表者が参加して、連絡協議会を開催をしました。中学校の方からは中学生に混乱はなく順調に学校生活を送っているとの報告がありました。

私からは以上でございます。

４　議　事

〇浦林教育長　それでは、日程第４、議事に入ります前にお諮りいたします。

報告第１２号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理について」を本日の議事に追加させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（なしの声）

〇浦林教育長　異議がないようですので、報告第１２号を追加いたします。サイドブックスへの掲載をお願いします。

〇浦林教育長　それでは、日程第４、議事に入ります。

報告第１２号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〇永榮こども政策課長　報告第１２号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理について」、ご報告申し上げます。

議案資料の３ページをご覧ください。米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第４条第１項の規定に基づき、教育長が事務を臨時に代

理いたしましたので、同条第２項の規定によりご報告するものでございます。
　はじめに、１、臨時に代理した事務につきましては、米子市教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。その内容につきましては、次のページ、４ページの令和８年１０月２７日付け人事異動表のとおりでございます。
　次に、ページを戻っていただきまして、３ページですが、２、臨時代理を行った日は、令和８年１０月２６日でございます。
　次に、３、臨時代理を行った理由は、教育委員会事務局職員の人事異動について緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が事務を臨時に代理したものでございます。説明は以上でございます。

○浦林教育長　質疑はございませんでしょうか。

（なしの声）

○浦林教育長　では、本日の議事はすべて終了しました。
　以上をもちまして、令和８年第１３回米子市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉　会　　午後３時１０分